

地域計画

策定年月日	令和7年 3月 31日
更新年月日	令和7年予定 (第2回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	豊前市 (40214)
地域名 (地域内農業集落名)	三毛門地区 (三毛門上東、三毛門中西、三毛門下出屋、沓川東中、沓川上西、恒富、久松、清水町、市丸、森久六郎、三楽)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	105.56 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	100.68 ha
② 田の面積	102.4 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	3.16 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	54.64 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	55.4 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	24.6 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における75才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区においては、現在の担い手が高齢化してきており、次期を担う担い手の確保が課題となっている。持続的な農用地の利用確保に向けて、農用地の集約化や生産の支障となっているアライグマやカラスへの対策が必要である。一部地区においてイノシシの被害も出てきており、農地の畔の破壊などの被害が出てきている。農地の管理において、不十分な管理による農地の放置などが散見される。「地域のデータ」・農業者数251人(うち60歳以下41人)・団体経営体(法人・集落営農組織等)6経営体
地域の作付け形態 普通作、露地野菜、施設野菜

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

持続的な営農のため、農地の集積・集約化を進め、農作業の効率化に資する取組を進める。
新規就農者や担い手と地域が一体となって農地利用の持続性の確保を図る取組を進める。
農地・農業施設等の維持・管理には、多面的機能支払交付金事業の活用を図る。
慣行栽培の普通作を中心として、慣行栽培での高収益作物にも取り組む。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
担い手への農地の集約を基本として集約を進め、効率的な利用を促進する。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	39.5	%	将来の目標とする集積率
			91.9 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
三楽においては集落営農法人への集積を進め、他においては可能な限り担い手への集約を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組	
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。	
(2) 農地中間管理機構の活用方法	
・可能な限り農地を農地中間管理機構へ貸付、担い手の経営意向に沿った集約化を進める。	
(3) 基盤整備事業への取組	
・担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を実施する。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組	
・市町村やJAと連携し、地域内外から多様な担い手となる経営体を募集し、農地の相談に応じるなど定着に向けての取組を行う。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)									
☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☒	④畑地化・輸出等	☒	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☒	⑨耕畜連携等	☒	⑩その他
【選択した上記の取組内容】									

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
到達		米	0.1 ha	ha	米	0 ha	ha		
認就		米	0.5 ha	ha	米	0.5 ha	ha		
認農		野菜	0.6 ha	ha	野菜	0 ha	ha		
認農		米・麦・大豆・野菜	2.7 ha	ha	米・麦・大豆・野菜	11.6 ha	ha		
認農		米・麦・大豆・野菜	16.5 ha	ha	米・麦・大豆・野菜	16.5 ha	ha		
認農		米・麦・大豆・野菜	0.8 ha	ha	米・麦・大豆・野菜	10.7 ha	ha		
認農		米・麦・大豆・野菜	3 ha	ha	米・麦・大豆・野菜	0 ha	ha		
認農		野菜	0.1 ha	ha	野菜	3 ha	ha		
認農		米・麦・大豆・野菜	1.1 ha	ha	米・麦・大豆・野菜	1.1 ha	ha		
認農		米・麦・大豆・野菜	2.6 ha	ha	米・麦・大豆・野菜	2.6 ha	ha		
認農		野菜	1.1 ha	ha	野菜	1.1 ha	ha		
認農		米	0.2 ha	ha	米	5.2 ha	ha		
認農		米・麦・大豆・野菜	5.6 ha	ha	米・麦・大豆・野菜	10.4 ha	ha		
認農		米・麦・大豆・野菜	0.2 ha	ha	米・麦・大豆・野菜	0 ha	ha		
認農		米・麦・大豆・野菜	0.2 ha	ha	米・麦・大豆・野菜	0.6 ha	ha		
認農		米・麦・大豆・野菜	0.1 ha	ha	米・麦・大豆・野菜	5 ha	ha		
認農		米・麦・野菜	1.1 ha	ha	米・麦・野菜	3 ha	ha		
認農		米・麦	0.2 ha	ha	米・麦	0.2 ha	ha		
認農		野菜	1.3 ha	ha	野菜	1.5 ha	ha		
認農法		野菜	0.1 ha	ha	野菜	0 ha	ha		
認農法		大豆	0.7 ha	ha	大豆	0.7 ha	ha		
認農法		野菜	0.2 ha	ha	野菜	0.2 ha	ha		
認農法		麦	2.7 ha	ha	麦	2.7 ha	ha		
認農法		米・麦・大豆・野菜	0 ha	ha	米・麦・大豆・野菜	15.5 ha	ha		
認農法		米・麦・大豆・野菜	0 ha	ha	米・麦・大豆・野菜	3 ha	ha		
認就		果樹	0 ha	ha	果樹	1 ha	ha		
利用者		米・麦	0 ha	ha	米・麦	0 ha	ha		
利用者		米・野菜	0 ha	ha	米・野菜	1 ha	ha		
計	28経営体		41.7 ha	0 ha		97.1 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。